

高芙蓉と江戸時代における舶載書法篆刻資料

——複篆された『古今公私印記』を中心として

李寧*

Gao Furong and ship-borne calligraphy and seals scripts
on the Edo period

—in order to recover the carving “Instruction to Ancient and Modern Seal”
as the center.

LI Ning

The middle of the eighteenth century, Gao Furong, who has been honored as one of Japan's sages of Seal Carving. He recover 52 pieces of Seal Carving when his was 47, according to the records in Zhang Yanyuan's book “All Previous Dynasties Painting Record” the third part “Instruction to Ancient and Modern Seal” in Tang Dynasty and before. Gao Furong recover the several parts of seals based on the ancient calligraphy scripts and seal scripts he has seen. However, those without the basis for seal, Gao Furong adopted personal advocate the creation style follow the seal of the Qin and Han dynasties. In the process of recovery and creation of these seals, ship-borne calligraphy seal carving information provides Gao Furong the related information, thus it can be seen the effect of calligraphy seal carving materials for Gao Furong. This article discuss the relationship between ship-borne calligraphy seal carving information and Gao Furong recover the carving of “Instruction to Ancient and Modern Seal” from the following three aspects. One is book “All Previous Dynasties Painting Record” ship-borne; the second is recovery the carving basis on the Edo period ship-borne calligraphy scripts; the third is the evolution of the style and ship-borne seals scripts in Han dynasty.

キーワード：高芙蓉、舶載、『古今公私印記』、古法帖、印譜

はじめに

江戸時代における長崎貿易を通じて中国から日本に大量の漢籍が輸入されていた。大庭脩編『江戸時代における中国文化受容の研究』¹⁾が蒐集した舶載書目によると、これらの漢籍の中で、中国明清時代に

* 李寧 (Li Ning) 中国書法家協会教育委員会副秘書長。

1) 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎出版、1984年6月、406-420頁。

おける秦漢印を主とした集古印譜も含められている。これらの印譜の輸入によって、日本で「印聖」と称される高芙蓉に注目したい。高芙蓉は、明末清初期の印風に対し、秦漢印を宗とする理念を提唱している。この理念により、高芙蓉を中心とした「芙蓉流派」は、江戸中期以降の最も影響力がある流派となつて行く。

現存している高芙蓉の印譜は極めて稀であるが、とりわけ『古今公私印記』は他の印譜よりも注目された一つである。これは唐代の張彦遠の『歴代名画記』卷三の「叙古今公私印記」を復元する目的とした印譜であった。

本稿はこの高芙蓉の『古今公私印記』を中心として、江戸時代の日本に中国から輸入された書法とりわけ篆刻関係の資料との関係を明らかにし、江戸時代の篆刻に与えた中国からの影響を考察するものである。

一、高芙蓉の篆刻

1、芙蓉派が現れる背景について

江戸時代初期、日本の印章は主に幕府の公的書類及び私人の間の往復書翰の署名などに用いられている。書作や画作上に押印した印章も、その付属的扱いであった。この類の印章はほぼ実用品で、本格的な篆刻芸術とは言えない。

江戸時代になると、「鎖国」政策の緩和に伴って、日本の長崎は唯一の対外貿易港として、中国とオランダとの貿易を行った。これを契機に日本と中国との間の文化交流も盛んになるとともに、篆刻も日本で芽生え、急速に盛りになった。とりわけ初期は明朝の滅亡に際し、独立、隱元、心越といった僧侶等は次々と日本の長崎に渡来し、同時に明末清初期の篆刻の技法等も日本にもたらし、榎原篁洲、細井広沢に対して影響を与えた。榎原篁洲、細井広沢等は初期江戸派の篆刻を代表する人物となった。その後、浪華（現在の大坂）を中心とした篆刻分野で新興蒙所、僧佚山、里東白といった篆刻家が現れ、彼らは全て明清の今体調を学び、江戸初期に浪華派を立てた。その他には源伯民と趙陶斎とを主とした長崎派の篆刻家は、直接中国から日本に来た篆刻家に篆刻を習う機会が得られた上に、中国から日本の長崎へ輸入された大量の印譜に触れる機会も多々あった。²⁾

上述した幾つかの流派は印章を本格的な篆刻芸術、さらに専門的な芸術に転じさせたと言えるであろう。彼らは学ぶ対象が、ほぼ明末清初の篆刻芸術を中心としたものである。しかし、明末清初の篆刻は技法が巧みで、印風の華麗さを追及しすぎるので、卑俗の趣味に落ちやすい傾向があった。

清代の乾隆年間に金石学の興起につれ、精巧さや華麗さに反し、重厚さ溢れる秦漢印章が重要視されるようになった。多くの秦漢印及び印譜の日本への舶載によって、秦漢を宗とする篆刻理念も江戸時代における日本の篆刻分野に影響及ぼした。高芙蓉はその時代の最も代表的な存在であると言える。

戚印平、王勇、王宝平三氏による中国訳の『江戸時代中国典籍流播日本之研究』（杭州大学出版社、1998年3月、1-620頁）387-403頁。

2) 中田勇次郎『日本印章概説』、『中田勇次郎著作集』第十巻、二玄社、1985年10月、318-373頁参照。

2、「印聖」高芙蓉と舶載印譜について

高芙蓉（1723–1784）は、名が孟彪、字を孺皮、甲斐高梨の出身である。江戸時代中期の儒学者、篆刻家、画家であり、日本における印章技法を確立し後世から印聖と称されている³⁾。著書に『篆原』一巻、『漢篆千字文』四巻、『古今公私印記』二巻、『古今印選』三巻、『印章例考』六巻、『据印叢』三巻がある。高芙蓉の伝記は、一つは現蔵天徳寺の『高芙蓉碑』に、もうひとつは中井敬所著の『日本印人傳』の中の「高芙蓉傳」に見える。⁴⁾

江戸時代の宝暦から明和年間まで活躍した高芙蓉が、それまでの卑俗な趣味に対して、秦漢の印章を宗とし、復古の風潮を起こした。『高芙蓉傳』によると、

自池一峰開蠶業于此道、工此技者相繼而起、未能脫明末模範。及芙蓉出、論斯道、出淵源、講篆法、究刀法、直溯秦漢、一洗世習。印學一道、大備于此⁵⁾。

と記しされるように、正徳・享保の間に、池一峰が篆刻の道に新生面を開いてから、この篆刻の技術に巧みな者が次々と出現したが、まだ明末の模倣を脱することができなかった。芙蓉が出現し、篆刻に根源があることを述べ、篆法について講義し、刀法を研究して、秦漢時代に遡って、世に行われていた流行を改めたので印学の道は大いに備わったのである⁶⁾。このことで高芙蓉を代表とした「芙蓉派」の印学思想と審美趣向が京都、浪速と江戸を中心として日本の他の地方にも広く広がり、大きな隆盛となった。

高芙蓉が秦漢印風を提唱したのは、多くの秦漢印譜を過眼したことと無関係ではないであろう。これらの印譜は長崎貿易を通じて中国から日本に輸入された可能性が極めて高い⁷⁾。

『高芙蓉墓碣』に、

尤耽于雅好、爰書画。凡石室金匱之、名跡碑記之类、旁搜而委究。博物強記、蓋无此也⁸⁾。

とあるように、高芙蓉は文人の趣味に耽り、書画を好んで、あらゆる貴重な碑石や名跡を広く蒐集し研究した。さらに舶載された印譜を大いに蒐集したことは想像に難くない。さらに、『高芙蓉傳』にも、

典衣服、鬻書冊。⁹⁾



図1：高芙蓉像

3) 春名好重著『日本書道史』、淡交社、昭和49年4月、247頁。

4) 神野雄二『高芙蓉の篆刻』「高芙蓉墓碣銘」、木耳社、昭和63年、342–350頁。

5) 同上、348頁。

6) 同上、343頁。

7) 高芙蓉の門下生である曾之唯の『印籍考』に「舶載」という言葉がよく見える。例えば「安永庚子五月舶來」「二种寛政癸丑五月舶來云」など。西川寧編『日本書論集成』、第8冊、曾之唯「印籍考」、汲古書院、110頁、111頁参考。

8) 神野雄二『高芙蓉の篆刻』「高芙蓉墓碣銘」、木耳社、昭和63年、342頁。

9) 同上

とあるように、衣服を売却し書冊を購入するなど、印譜等の貴重な資料に対して極めて貪欲であった状況が伺われるであろう。

神野雄二は、高芙蓉の印学・功績について、

高芙蓉は当時徐々に舶載されつつあった古銅印譜に着目している。曾之唯の「印籍考」に取り上げられた印譜は五十数部にすぎない¹⁰⁾。

と記したように、高芙蓉が篆刻に関わった理念の提唱は、江戸時代に中国から舶載された大量の秦漢印譜に基づくものであったと思われる。

二、高芙蓉の複篆した『古今公私印記』と張彦遠の『歴代名画記』との関係

1、張彦遠『歴代名画記』の中の『叙古今公私印記』

唐代末期の大中元年（847）頃、当時30歳の張彦遠は、中国絵画史上で最も早い理論書『歴代名画記』を著わした。その後、歴代の書論を蒐集し、『法書要錄』を編集した。前者は絵画関係、後者は書法関係の著作であり、両者とも書法や絵画を研究する上で重要な資料として後世に伝わっている。「この両書を手に入れると、書画のことなら十分である」¹¹⁾と自評とした。この両書の出現によって、張彦遠の中国書画理論史上において揺るぎない地位を確立したといえる。特に『歴代名画記』は書画方面の理論規範として広く引用された。たとえば北宋郭若虚の『図画見聞志』、南宋の鄧椿の『画繼』などは全て『歴代名画記』を模範として編集したものである。民国時代の余紹宋は『書画書録解題』に、『歴代名画記』を「画史の祖、画史の中の最良の本」¹²⁾と称し、最高の評価を与えた。

『歴代名画記』は、前三巻が画論で、後の七巻が画史からなる全十巻である。画論の部分、とりわけ巻二の「論名価品第」、「論鑑識収蔵購求閲玩」、巻三の「叙自古跋尾押署」、「叙古今公私印記」、「論裝背裱軸」において芸術品の価格、収蔵、購求、表装、印記といった内容に広く触れている。

巻三の「叙古今公私印記」は、東晋から唐代までの鑑藏印章を52枚収録し、その中で、唐代の内府用印章5枚、東晋の私人の印章1枚、南梁の私人の印章1枚、唐代私人鑑藏印章45枚を含めている。鑑藏印章とは、古書画作の上に押印したもので、書画作の収蔵状況を示すために使われている。

「叙古今公私印記」は、官印を先に、私人の印を後にする構成方法で編集している。枠を画いて文字を入れる方法で各印章の形及び文字の並べ方を説明したものである。文字の内容は、一般的には収蔵家の官職名、姓名のみで、印章についての説明は極めて稀である。これらの印章の中で、唐代以前の鑑藏印は、東晋の周顥印と南朝梁代の徐僧權印の二枚しかない。そのほかに、何枚かの漢印も含めている。これは唐代では漢印を鑑藏印章とする事実を証明できるであろう。

「叙古今公私印記」は、鑑藏印記をただ羅列しているだけではあるが、印章を記録した最も早い書籍である。唐代以前における古書画作上の鑑藏印記に関する資料を示したものと言える。

10) 神野雄二編著『高芙蓉の篆刻』、木耳社、昭和63年、380頁。

11) 唐張彦遠『歴代名画記』、浙江人民美術出版社、2013年、168頁。

12) 余紹宋『書画書録解題』、巻一、北京図書出版社、2003年、105頁。

2、高芙蓉の複篆した『古今公私印記』

高芙蓉は宝暦十年（1760）47歳の際、唐代張彥遠の『歴代名画記』卷三「叙古今公私印記」に基づいて『古今公私印記』を一巻摹刻した。巻末に「日本寶暦庚辰孟春 甲斐高彪孺皮氏複篆」¹³⁾とある。

上述の「古今公私印記」は、全く張彥遠の『歴代名画記』卷三「叙古今公私印記」の内容に基づき摹刻し、さらに摹刻した印影と印記に関わる説明文を末に記している。

これらの鑑藏印は、古書画作及び作品の収蔵状況の鑑定を主な目的としたもので、芸術性のある篆刻作品とはいえない。このような印章は、高芙蓉が提唱した秦漢印を学ぶ対象とする理念とあまり関係がないと言える。それでは、高芙蓉がこれらの印記を摹刻した理由は何にあったのであろうか。

その理由は、以下の三つの理由から考えれば適当ではないであろうか。第一は、「叙古今公私印記」が篆刻理論方面の文章ではないが、印章に関して最も早い記載があるため、篆刻史上における最古の先例との意義がある。篆刻家にとって、これらの印章を日本において再現することにより、日本の篆刻分野における影響力を高めることに役だったと想像できるであろう。第二は、高芙蓉が古法帖の鑑藏に夢中となり、古法帖を過眼している中で、「叙古今公私印記」の中の印記を熟視し、これらの印記によって古法帖を鑑賞する際に裨益することが大きかったことが考えられる。第三は、「叙古今公私印記」には、唐代の「軍候司馬」「安国亭候」といった漢印をも見られ、高芙蓉が、この漢印を復元した時に、彼自身なりの篆刻風格をわざと提示したことにより、唐代に漢印がすでに鑑藏印として使われる事実を後世の人々に示した。

このように高芙蓉が「古今公私印記」を摹刻したのは、一時的な興に乗って行ったことではないことは確かであろう。

『古今公私印記』の巻末にある「複篆」とは、これまでの印記を復元し、再現、複製させる意味を持っている。しかし張彥遠の『歴代名画記』の中の「叙古今公私印記」はただ枠を書き、字を入れる方法で、印記の枠模様及び内容を大体示し、本物の印の図像といったものは何も見られない。「複篆」である以上、対象を参照し複篆、複製するわけであるが、この点から見れば、高芙蓉は印記を複製する依拠はどこから由來したものであろうか。

一般的に唐代の印記は、古法帖と印譜によく見られる。高芙蓉は大量の古法帖と印譜を過眼したことでの印記の印影を発見し、そこで摹刻を行ったと推測できるではないであろうか。

高芙蓉が、過眼した古法帖と印譜等は、江戸時代の長崎貿易を通じて日本に輸入された書法関係の資料に含まれていた可能性が極めて高い。これらの書法資料は少なくとも以下の三部分に含まれている。第一は、張彥遠の『歴代名画記』の舶載、第二は、唐代の鑑藏印記に関する古法帖の舶載、第三は、唐代の鑑藏印記に関わる印譜の舶載である。

13) 神野雄二『高芙蓉の篆刻』収録、木耳社、昭和63年、286頁。

図2

1	太宗皇帝自書貞觀二小字，作二小印。		2	玄宗皇帝自書開元二小字，作一印。 (注：《津逮秘書》為“...成一印。”)		3	又有集賢印、秘閣印、翰林印。 各以判司所收掌圖書定印。	
貞 觀			開 元			翰 林 之 印		
4	又有弘文之印，恐是東觀舊印，之書者，其印至小。(注：《津逮秘書》為“...舊印，印書者...”)		5	更有元和之印，恐是官印，多印揭本書畫。		6	諸好事家[私]印，有東晉僕射周顥印，至小雌字。(注：《津逮秘書》為“...古小雌字”)	
弘 文 之 印			元 和 之 印			周 顥		
7	又有梁(朝)徐僧權印。		8	貞觀魏王泰印。 (注：《津逮秘書》為“唐朝魏王泰印”)		9	太平公主駙馬武延秀玉印，胡書四字，梵音云(三藐母駙)。	
徐			龜 益			三 藐 母 駙	 <small>(注：《津逮秘書》為“三藐母駙”)</small>	 <small>(注：《津逮秘書》為“三藐母駙”)</small>
10	故潤州刺史贈左散騎常侍徐嶠之印。		11	嶠之子吏部侍郎會稽郡公徐浩，之子璣印。 (注：《津逮秘書》為“...徐浩，浩子璣印。”)		12	議郎竇蒙印。	
東 海			會 稽			竇 蒙 審 定		
13	蒙弟范陽功曹竇皇印。		14	延王友竇永二小字印。		15	金部郎中劉繹印。	
竇 皇			佽 飛			彭 城 侯 書 畫 記		
16	起居舍人李造印		17	鄂州司馬張懷瓘弟盛王府司馬懷瓘印。		18	劍州司馬劉知章印。	
陶 安			張 氏 永 保			劉 氏 書 印		
19	光祿大夫中書令上柱國趙國公鐘紹京印。		20	彥遠高祖、中書令河東公印。		21	曾祖相國魏國公印。	
書 印			河 東 張 氏			烏 石 侯 瑞		
22	祖相國高平公二字小印。		23	又有鵠瑞二字，同為一印。		24	故相國司徒汎國公李勉印。	
鵠 瑞			鵠 瑞			李 氏 印		
25	汎國公之子兵部員外郎李約印。		26	(又)故相國趙國公李吉甫印。		27	故御史大夫黎幹印。	
約			贊 皇			黎 氏		

図3

28	故桂州觀察御史蕭祐印。 (注:《津逮秘書》為“故桂州觀察使蕭...”)		29	故相國晉國公韓滉印。		30	故相國鄼侯李泌印。	
蕭			滉			鄼侯圖書刻章		
31	故犯法人宰相王涯印。		32	僕射馬總印。		33	宣州長史周昉印。	
永存珍秘			馬氏圖書			周昉		
34	劍州刺史王朏印。		35	張敦簡印。 (注:《津逮秘書》為“張敦簡印”)		36	已上諸印記,千百年可為鑑鏡。別有	
王朏			齊臣常山之印			軍侯司馬		
37			38			39		
安國亭侯			益			萬古		
40			41			42		
任氏言事			猗歟劉鄭			歸至淮水		
43			44	已上並未尋討去處,皆是識鑒寶玩之家印記,並可為驗證。		45		
軍司馬印			肅公書印			溫氏之印		
46			47	又有褚氏書印非褚河南之印也。		48		
摹搨之印			褚氏書印			文經		
49			50					
遠書			永福印信					

三、船載された『歴代名画記』について

上述したように、高芙蓉が『古今公私印記』を複篆した前提条件として、第一に考えねばならないのは『歴代名画記』の船載であろう。漢籍の船載目録から見れば、江戸時代以前に『歴代名画記』の船載記録はまだ見出されていない。

大庭脩の蒐集した『商船載来書目』¹⁴⁾によると、『名画記』が日本へ輸入された記録が見られる。この『名画記』が張彥遠の『歴代名画記』を指すものと考えられる。寛政三年（1791）来航の唐船で一部が輸入された。しかし、寛政三年は高芙蓉が死んだ後の七年目であるから、この輸入記録は、『名画記』の最も早い輸入時期ではないと思われる。

江戸時代における船載書目を通じて『歴代名画記』の輸入状況を考察する際に、『歴代名画記』が、江戸時代に流布した版本¹⁵⁾に注目する必要がある。稀な単行本、たとえば明刻単行本¹⁶⁾、明清抄本¹⁷⁾の外に、叢書に収録されたものである。現存の清の前代の叢書であるならば、以下の7種類が挙げられる。

- 1、説郛（宛委山堂本）卷九十、元陶宗儀（1329-1412）輯、陶珽重修、120卷。
- 2、王氏書画苑本、画苑。明王世貞（1526-1590）、凡四十四種。
- 3、津逮秘書本、第七集。明崇禎年毛晋（1599-1659）刻、十五集、凡一百三十九種。
- 4、続百川学海、壬集。明吳永輯、十集。
- 5、学津討原本、第十一集。清張海鵬（1755-1816）輯、共二十集、凡一百七十余種。
- 6、絵事略編本。清鄒鐘靈編。
- 7、四庫全書本、子部。

『歴代名画記』の版本の中で、明代版は4種、清代版は3種が知られる。

明代の版本の『説郛』には二種ある。一種は、涵芬樓百卷本で、もう一種は陶珽が再編した百二十卷本で、後者を宛委山堂本と通称する。『歴代名画記』は後者の宛委山堂本に収録されている。『津逮秘書』本は古籍校勘の底本として使われ、最も良い版本と称される。清代の版本の中で、『学津討原』は広く知られ、編集者の張海鵬は校勘に精通し、『津逮秘書』を底本として校定し編集されたものである。『四庫全書』は清朝政府によって編集した叢書で、普通の学者が触れる機会はほとんど稀であったため、これが海外に船載されなかったと考えられる理由の一つであろう。

京都大学の全国漢籍データベースによると、『歴代名画記』の和刻本叢書も見られた。明治時代近藤元粹編集した『萤雪軒論画叢書』ある。『歴代名画記』が江戸時代末期明治初期に重要視されていたことが考えられる。

以上のことから高芙蓉が見た『歴代名画記』は、上記の叢書のいずれかのものを参照した可能性が高いと考えられる。

14) 大庭脩『江戸時代に於ける唐船持渡書の研究』関西大学東西学術研究所、1967年3月。

15) 参見『中国古籍総目』、中華書局、上海古籍出版社、子部3、1366頁。

『中国叢書総録』、上海古籍出版社、第二冊子目、926頁。

16) 現藏社科院民族所、北京文物局、南京博物院。他に南京藏清丁丙跋本ある。

17) 現藏中国国家図書館及び日本九州大学図書館。

享和二年（1802）に高芙蓉の門下生である曾之唯は著録した『印籍考』¹⁸⁾が出版された。この著作に篆刻を学ぶための印譜と印論を大いに挙げている。その中で、秦漢印を主とする印学資料も含め、芙蓉流派が秦漢印を提唱する復古理念を示した。叢書の中の篆刻文献に関して三箇所に見られる。一つは『漢晋印章図譜』の末に「『正説郛』九十七載之」¹⁹⁾とあり、もう一つは『古今印史』の末に「載『百川学海』壬集」²⁰⁾と見られ、第三は印章総論の『鄭文宝伝国玺譜』『徐令信玉玺譜』の末に「二種載『正説郛』卷九十七」²¹⁾とある。これらの記述から当時の篆刻家は叢書に収録された篆刻資料を利用した可能性が極めて高かったことは明らかであろう。

天保三年（1832）に高井蘭山が編集した『掌中書名便覧』²²⁾に『津逮秘書』、『続百川学海』、『説郛』の三叢書を掲げている。このように『歴代名画記』は、主に叢書に収録された形態で日本に舶載されたことは明かであろう。

大庭脩が蒐集した「商舶載来書目」と「賚來書目」²³⁾に基づいて、『歴代名画記』が収録された各叢書が日本に輸入された状況を表1に示した。

表1 『歴代名画記』を収録した叢書が日本に輸入された状況

叢書名	日本暦	西暦	部 数	積載唐船名	出 典
説郛	享保四年	1719	一部	二十四番南京船	享保四亥年書物改薄
	享保四年	1719	全書一部	二十九番南京船	享保四亥年書物改薄
	寛延四年	1751	六部各二十套二百本	午七番船、同九番船、同拾番船	午七番船同九番船同拾番船持渡書物覚書
	宝暦乙卯年	1759	十部二百套	宝暦乙卯一番船	外船賚來書目
続百川学海	宝暦七年	1757	一部四套		商舶載來書目・曾字号
津逮秘書	享保十年	1725	一部六十套		商舶載來書目・志字号
	寛延四年	1751	一部二十套二百本	午七番船、同九番船、同拾番船	午七番船同九番船同拾番船持渡書物覚書
	天保十四年	1843	壱部		見帳
	天保十年	1839	一部二十四套百四十本		書籍落札帳
王氏書画苑	宝暦十二年	1762	一部兩套		商舶載來書目・遠字号
	天保十二年	1841	四部各四套	子二番船	書籍元帳
	天保十二年	1841	四部各四套	子三番船	書籍元帳
	天保十二年	1841	二部各四套	丑二番船	書籍元帳
	嘉永六年	1853	一部四套	子二番船	書籍元帳
名画記	寛政三年	1791	一部一套		商舶載來書目・女字号

18) 西川寧編『日本書論集成』、第8冊、曾之唯「印籍考」、汲古書院、1978年1月。

19) 西川寧『日本書論集』第8冊、曾之唯「印籍考」、汲古書院、1978年1月、107頁。

20) 同上、111頁。

21) 同上、112頁。

22) 長沢規矩也、阿部隆一編『日本書目大成』第三卷、汲古書院、昭和54年4月。

23) 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎出版、1984年6月。

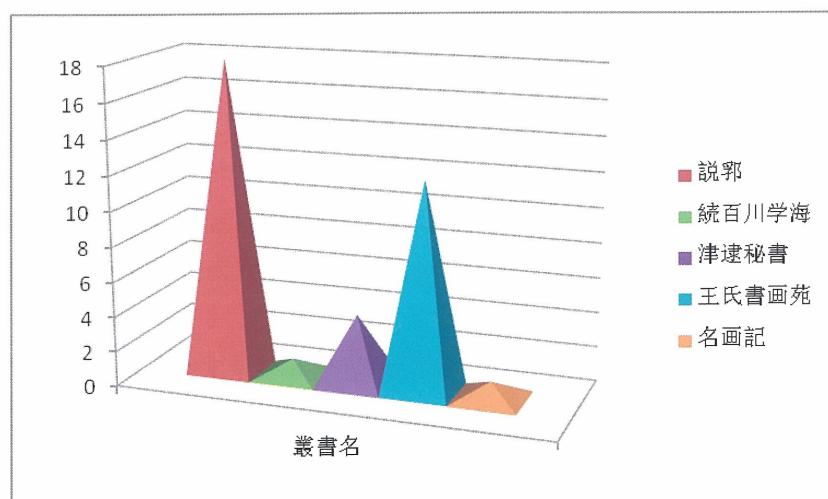


図4

表1と図4に示したように

- 1、日本に輸入された最も早い『説郛』は、享保四年（1719）に二度で各一部輸入された。41年後の宝暦十年（1760）に高芙蓉が『古今公私印記』を複篆している。上記に示したように、『説郛』は二種類の版本があり、『歴代名画記』は宛委山堂本に収録されているから、舶載された『説郛』がどの版本であるかを書名から判断できない。
 - 2、高芙蓉が『古今公私印記』を複篆する前に、『説郛』『津逮秘書』『続百川学海』という三種類の叢書が日本に輸入された記録が知られるが、『王氏書画苑』及び『歴代名画記』の単行本が日本に輸入された記録は見出されない。
 - 3、『歴代名画記』を収録した叢書で、『王氏書画苑』は版本が比較的古いにもかかわらず、日本に輸入された時代はかえって他のものよりも遅く、天保十二年（1841）に10部、嘉永六年（1853）に1部輸入された。『王氏書画苑』は書画に関する典籍を収録した叢書である。
 - 4、輸入部数では、『説郛』は一番多く、のべ18部、これに続くのは『王氏書画苑』で12部、『津逮秘書』は4部輸入された。
- 以上のように『歴代名画記』は、叢書に収録された形態で日本に輸入されたと言える。

四、古法帖の中の唐代鑑蔵印記と舶載された法帖について

中田勇次郎は、「米芾『書史』所見唐宋公私印考」において高芙蓉が複篆した『古今公私印記』について以下のように述べている。

高芙蓉本はかならずしも想像上の摹刻ではなくてかなり根拠のあるものと考えられる点がある²⁴⁾。とあるように、中田勇次郎も高芙蓉の複篆が根拠のあるものと判断した。

『叙古今公私印記』の中の唐代鑑蔵印記は、唐代内府及び私人が所蔵した古法帖の上に押印した収蔵印

24) 中田勇次郎『中国書論集』、二玄社、1985、248頁。

記である。これらの印記は古法帖が伝わっている過程で消えていった。しかし、後世に製作されたある法帖には唐代の鑑藏印記が発見されたこともある。中田勇次郎が論じたいわゆる根拠はこれらの古法帖を指すものであろう。

江戸時代における長崎を通じて書法関係資料特に法帖が大量に中国から日本に輸入された²⁵⁾。上記したように、高芙蓉は古法帖の収蔵に親しんでいたから、彼の収蔵した古法帖は、舶載されたものが含まれていたと想像することは容易であろう。

これらの古法帖に目を通している中で法帖に押した印記をも発見し、複篆した際に、これらの印記を根拠したのは当然のことになるであろう。

現存している法帖に残っている唐代の鑑藏印記は八枚²⁶⁾ほどある。この八枚の印記の図像から見れば、高芙蓉は複篆の底本として使用したのは「貞觀」、「開元」、「弘文之印」、「書印」、「永存珍秘」という五枚である可能性は高い。

ここでは印記の存する古法帖に注目し、さらに法帖の日本に輸入された状況を考察する。

（1）「貞觀」印記

貞觀は唐太宗の年号で、最も古い鑑藏印記として内府の法帖の上に押印された。唐徐浩の『古跡記』によると

鍾繇、張芝、芝弟昶、王羲之父子書四百卷，及漢、魏、晋、宋、齐、梁雜跡三百卷。貞觀十三年（639）十二月、裝成部帙，以「貞觀」字印印缝、命起居郎臣褚遂良排署如後²⁷⁾。

とあるように、三国から六朝まで鍾繇、王羲之といった名書家の古法帖を改めて表装し、七百枚ぐらいの書作に「貞觀」印を押印した。

現存している古法帖の中で、この印はすでに稀少となり、ただ『真賞斎帖』『鬱岡斎帖』の中にある鍾繇『荐季直表』、神竜刻本及び神竜半印本の中の『蘭亭序』、『鬱岡斎帖』の中にある『賀捷表』、故宮博物院藏『雨後帖』、復元本王羲之の『遊目帖』にしか見られない。

以下の図5に見るように「貞觀」印の図像から、『雨後帖』の「貞觀」印は連珠印ではなく、他の法帖の中の印はいずれも高芙蓉の複篆したのとほぼ一致する。

25) 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎出版、1984年6月。

大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』関西大学東西学術研究所、1967年3月。

26) 李寧修士論文「唐代古今公私印記考」参考。

27) 唐・張彦遠『法書要錄』卷三、97頁、浙江人民美術出版社、2012年。

図5



(2) 「開元」印

「貞觀」印と同じように、「開元」印は内府の法帖鑑藏印である。唐韋述は『叙書錄』に、
開元五年（717）（中略）上自書開元二字為印記之²⁸⁾。

とあるように、開元五年から「開元」は印として使われるようになった。盧元卿『法書錄』と『述書賦』にもこのような記録が見える。

現存している法帖の中で、『寶晉齋法帖』の中の『八月五日帖』『王略帖』、神龍刻本『蘭亭序』、『二王帖』の中の『王略帖』、唐玄宗『鵠鵠頌』に「開元」印が見える。

図6の印影から見れば、「開元」印は二種類があり、字形も相違している。高芙蓉は『二王帖』中の『王略帖』及び甘暘『集古印譜』を依拠としたはずである。

28) 唐・張彥遠『法書要录』卷三、浙江人民美術出版社、2012年、97頁。

図6

1	2	3	4	5
高芙蓉本 『古今公私印記』	謝安《八月五日帖》 (《寶晉齋法帖》) 帖前上	謝安《八月五日帖》 (《寶晉齋法帖》) 帖前下	謝安《八月五日帖》 (《寶晉齋法帖》) 帖后	王羲之《王略帖》 (《寶晉齋法帖》) 帖前
6	7	8	9	10
王羲之《王略帖》 (《寶晉齋法帖》) 帖后	王羲之《蘭亭序》 (神龍刻本)	唐玄宗《鵠鵠頌》	王羲之《王略帖》 (《二王帖》)	王羲之《蘭亭序》 (神龍半印本)

（3）「弘文之印」

『叙古今公私印記』に、

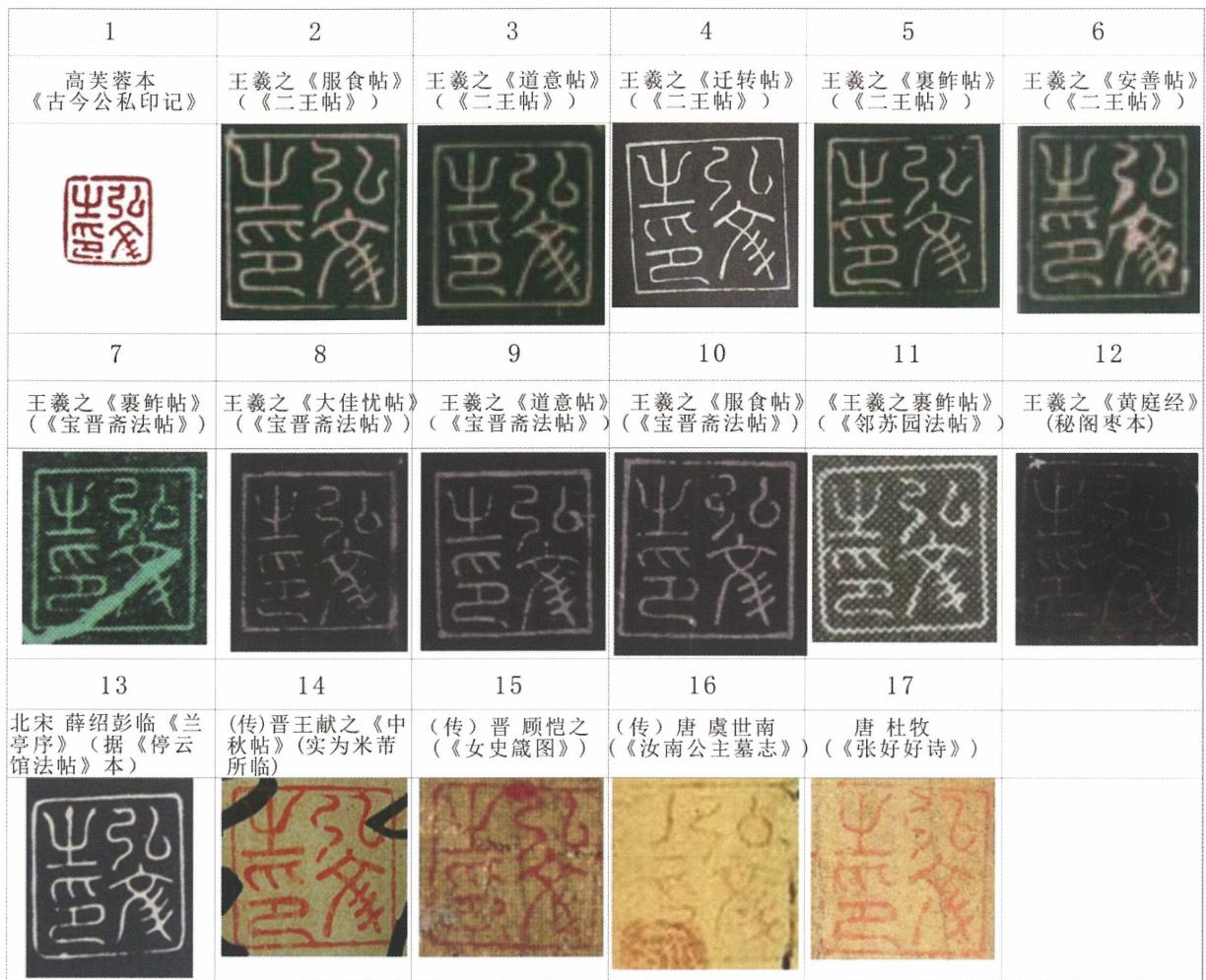
又有弘文之印、恐是東觀（内府藏書所）旧印。印書者、其印甚小²⁹⁾。

とあるように、東觀は即ち弘文館で内府の蔵書の処である。張彦遠はもっぱら書籍に押印された「弘文之印」が小さいことを指摘した。高芙蓉は複篆した「弘文之印」のサイズが他の印より確実に小さく刻した。

『二王帖』の『服食帖』、『道意帖』、『遷転帖』、『裹鮓帖』、『安善帖』、『寶晉齋法帖』の『大佳帖』、『裹鮓帖』、『服食帖』、『道意帖』、『女史箴圖』、杜牧『張好好詩』、王獻之『中秋帖』、『汝南公主墓志銘』、『停雲館法帖』の中の『蘭亭序』、秘閣本『黃庭經』にこの「弘文之印」が見える。

29) 唐・張彦遠『歷代名畫記』卷三、浙江人民美術出版社、2012年、42頁。

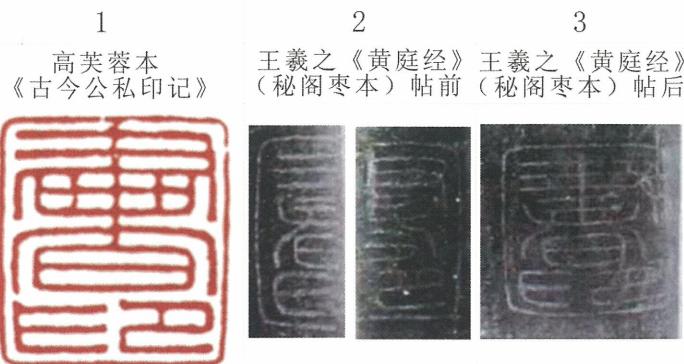
図7



(4) 書印

『書史』に王之の『黃庭經』の隙間に「書印」という二字がある。現存している秘閣棗本の『黃庭經』にこの印影が見え、高芙蓉が複篆したのとほぼ一致とする。

図8



(5) 「永存珍秘」印

高芙蓉が複篆したこの印が白文印（陰文印）で、法帖に見られたのは朱文印（陽文印）である。しかし、字の模様は極めて類似している。これは法帖の中の印が朱文か白文かと確認するのは難しいことに起因している。墨跡本の『出師頌』にはこの印を朱文印と説明している。

図9



上の図に示したように、高芙蓉が模刻したこれらの印影から見れば、彼は古法帖に存する印影の図像に依拠したことが推測できる。

唐代の鑑藏印がある法帖には、鍾繇の『薦季直表』と『賀捷表』、王羲之の『蘭亭序』、『黃庭經』、『王略帖』、『服食帖』、『道意帖』、『大佳帖』、『遷転帖』、『裹鮓帖』、『安善帖』、『遊目帖』、『雨後帖』、そして王獻之の『中秋帖』、杜牧『張好好詩』、『汝南公主墓誌銘』、さらに唐玄宗『鵲鴒頌』、『出師頌』及び顧愷之『女史箴圖』がある。

以上の法帖には集帖もあれば、単帖もあり、摹刻本もあれば、墨跡本もある。伝来している形と版本は各々相違がありながら、主に集帖の形で伝わっている。

王羲之の『蘭亭序』を例に挙げれば、故宮出版社によって出版された『蘭亭全集』には300種ほどの『蘭亭序』を収録している。その中には「貞觀」の印があるのは20種類に達する。

ここで容庚の『叢帖目』³⁰⁾に基づいて上述の法帖の版本を次の表2に整理した。

表2 唐代鑑藏印のある法帖版本について

『薦季直表』	『真賞齋帖』	『有美堂帖』	『鬱岡齋墨妙十卷』
	『壯陶閣帖』	『戲魚堂帖』	『式古堂法書十卷』
	『翰香館法書』	『來益堂帖』	『淳熙秘閣統法帖』
	『玉煙堂帖二十四卷』	『三希堂石渠寶笈帖』	『秀餐軒帖四卷』
『服食帖』	『弘文館』	『戲魚堂帖』	『清鑑堂帖』
	『二王帖』	『聚賢堂二王法帖』	『契蘭堂法帖八卷』
	『二王帖七卷』	『來禽館法帖』	『別本澄清堂帖』
	『寶晉齋法帖』	『戲鴻堂法書』	
『道意帖』	『二王帖』	『玉煙堂帖二十四卷』	『聚賢堂二王法帖』
	『聚賢堂二王法帖』		
『裹鮓帖』	『隣蘇園法帖』	『玉煙堂帖二十四卷』	『別本澄清堂帖』
	『二王帖』	『寶晉齋法帖』	
『王略帖』	『別本澄清堂帖』	『懋勤殿法帖』	『浣墨齋法書十卷』
	『翰香館法書』	『寶晉齋法帖』	『玉煙堂帖二十卷』
	『二王帖』	『玉虹鑑藏真帖』	『松桂堂法帖』
	『瀛海仙班帖』	『式古堂法書十卷』	『清鑑堂帖』
『黃庭經』	『博古堂帖』	『東書堂集古法帖』	『二王帖選』
	『墨池堂選帖五卷』	『玉烟堂帖二十四卷』	『停雲館帖』
	『戲魚堂帖』	『餐霞閣法帖』	『秘閣帖』
	『澄觀閣摹古四卷』	『翰香館法書』	『式古堂法書十卷』
	『玉虹樓法帖十二卷』	『玉虹鑑真貼』	『有美堂貼』
	『懋勤殿法帖』	『秀餐軒帖四卷』	『契蘭堂法帖八卷』
	『余清齋帖』	『絳帖』	『清鑑堂帖』
『八月五日帖』	『玉蘭堂帖』	『寶晉齋法帖』	『浣墨齋法書十卷』
	『聚奎堂集晋唐宋元明名翰真跡』	『松桂堂法帖』	『浣墨齋法書十卷』
『定聽帖』	『寶晉齋法帖』		
	『淳化閣帖』	『懋勤殿法帖』	『東書堂集古法帖』
『出師頌』	『宗鑑堂法帖六卷』	『絳帖』	『眉寿堂二王法帖四卷』
	『來禽館法帖』	『隣蘇園法帖』	『墨池堂選帖五卷』
『遷転帖』	『淳墨齋法書十卷』	『有美堂帖』	『戲魚堂帖』
	『寶晉齋法帖』	『二王帖』	『聚賢堂二王法帖』
『鵠鵠頌』	『東書堂集古法帖』	『經訓堂法書十二卷』	『戲鴻堂法書』
	『汝帖』	『隣蘇園法帖』	
『賀捷表』	『絳帖』	『鬱岡齋帖』	
『安善帖』	『二王帖』		
『遊目帖』	墨跡本		
『雨後帖』	墨跡本		

表2に唐代鑑藏印のある法帖はどの集帖に収録されているかを示した。

30) 容庚『叢帖目』、中華書局、2002年。

容庚の『叢帖目』³¹⁾には310種類の集帖を収録しているが、歴代の集帖と版本を全て総括することは不可能であるが、少なくともこの『叢帖目』によって法帖の部分の版本が知られる。

これら集帖の版本の整理により、上述した法帖の江戸時代における舶載状況を次の表3に示した。

表3 唐代鑑藏印のある法帖が日本に輸入された状況³²⁾

集帖名	輸入時代	西暦	積載唐船名	部 数	出 典
宝晋齋法帖	弘化3年	1846	午三番船	1部	『書籍元帳』
	弘化3年	1846	午三番船	1部10帖	『書籍元帳』
鬱岡齋(鬱岡齋法帖)	天明3年	1783	/	1部2套	『商舶載來書目』
	天明6年	1786	寅十番船	10帖	『外船賚來書目』
	嘉永2年	1849	酉五番船	1部2套	『書籍元帳』
玉煙堂董帖	享保3年	1718	/	1部4帖	『大意書』
	享保11年	1726	/	1部4套	
	安永6年	1777	/	1部1套	『商舶載來書目』
	天明6年	1786	寅十番船	4帖	『外船賚來書目』
	文化4年	1807	申一番船	1部6套24帖	『大意書』
	文政12年	1829	丑五番船	2部	『直組帳』
	天保12年	1841	丑二番船	2部内1部4帖1部6帖	『書籍元帳』
	天保12年	1841	丑二番船	2部各1套	
	天保15年	1844	辰四番船	2部各1套	『落札帳』
	天保15年	1844	辰四番船	1部1套4本	『落札帳』
	弘化2年	1845	巳一、二番船	2部各43枚	『落札帳』
	嘉永4年	1851	亥四番船	1部1套	『書籍元帳』
	嘉永5年	1852	子二番船	1部1套	『書籍元帳』
三希堂宝笈法帖	寛政9年	1797	/	1部1套	『商舶載來書目』
二王法帖	宝曆13年	1763	/	1部8帖	『商舶載來書目』
	文化4年	1807	午四番船	1部2套	『外船賚來書目』
戲鴻堂法帖	享保16年	1731	/	1部	『商舶載來書目』
	宝曆12年	1762	/	1部16帖	『商舶載來書目』
	天明6年	1786	寅十番船	16帖	
	天保11年	1840	子一番船	2部各4套	『書籍元帳』
	天保15年	1844	辰四番船	1部4套各4冊	『落札帳』
	弘化2年	1845	巳二番船	1部	『落札帳』
	弘化2年	1845	巳一、二番船	1部4套	『落札帳』
	弘化1年	1844	辰四番五番六番七番船	1部4套	『書籍元帳』
	嘉永1年	1848	申三番船	1部4套(但16帖)	『書籍元帳』
	嘉永4年	1851	亥二番船	1部16帖	『書籍元帳』
二王帖選	文化4年	1807	午四番船	1部1套	『外船賚來書目』
墨池堂選帖	天明8年	1788	/	1部1套	『商舶載來書目』
	嘉永2年	1849	酉五番船	5部各1套	『書籍元帳』
	安政2年	1855	子四番船	1部5帖(半本)	『書籍元帳』

31) 容庚『叢帖目』、中華書局、2002年。

32) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』関西大学東西学術研究所、1967年3月。

秘閣帖	安永8年	1779	/	1部2套	『商舶載來書目』
	弘化2年	1845	巳一、二番船	1部但10帖	『落札帳』
玉虹樓法帖	安永9年	1780	/	1部4套	『商舶載來書目』
	天明6年	1786	寅十番船	16帖	『外船齋來書目』
	天保15年	1844	辰六番船	1部8帖	『落札帳』
	天保15年	1844	辰四番船	1部8帖	『落札帳』
黃庭經	弘化三岁午五月	1846	巳三番四番五番船	1部各1帖	『書籍元帳』
	嘉永二酉岁十月	1849	酉二番船	10部各1帖	『書籍元帳』
	嘉永四年	1851	戌四番船	5部各1帖	『書籍元帳』
	弘化二年巳六番割1	1845		50部各一枚	『落札帳』
停雲館法帖	享保12年	1727	/	1部1套	『商舶載來書目』
	宝曆12年	1762	/	1部2套	『商舶載來書目』
	天明6年	1786	寅十番船	12帖	『外船齋來書目』
	享和元年	1801	/	1部12帖	『商舶載來書目』
	文化4年	1807	申一番唐船	1部2套12帖	『外船齋來書目』
	天保12年	1841	丑二番船	1部3套	『書籍元帳』
	天保12年	1841	丑二番船	1部3套	『書籍元帳』
	弘化元年	1844	辰四番五番六番七番船	1部2套	『書籍元帳』
	天保15年	1844	辰六番船	1部8帖	『見帳』
	天保15年	1844	辰四番船	1部1包 120枚	『落札帳』
	天保15年	1844	辰四番船	1部8帖	『落札帳』
	弘化2年	1845	巳二番船	1部	『落札帳』

舶載された法帖の中で、目録だけによって唐代鑑蔵印が、一体どのような版本の法帖であるかが明確にできない。しかし上の表3では、これらの古法帖の各版本の舶載状況が知られ、高芙蓉が複篆のために参考的資料として利用した可能性も高い。

五、秦漢印風の演繹と舶載印譜

『叙古今公私印記』には唐代の鑑蔵印を52枚収録している。さらに、中田勇次郎は高芙蓉の複篆が単純な想像ではなく根拠のある行為と指摘したが、実際のところ、張彦遠にもこれら全ての印影を過眼したかどうかということ自体には疑問がある。それは『歴代名画記』の内容の多くは前人の書籍を収録したからである³³⁾。宋代になると、唐代の鑑蔵印に対してさらに詳しくなり、有名な鑑蔵家と称された米芾でもただ10枚ぐらいの鑑蔵印を見たのみである³⁴⁾。このことから高芙蓉もこの52枚を全て過眼したと考えることが不可能である。複篆に際して、彼なりの考え方を提示したと言える。この点については、次の三枚から証明できる。

33) 岡村繁『張彦遠〈歴代名画記〉の撰述過程』、『目加田博士古稀記念中国文学論集』、1974。

大野修作『書論と中国文学』第四章「『歴代名画記』と『述書賦』」、研文社、2001年。

34) 中田勇次郎『中国書論集』、「米芾書史所見古今公私印記考」、二玄社、1985年10月、239頁。

(1) 「三藐母駄」印

『古今公私印記』に、

太平公主駒馬武延秀玉印、胡書四字梵音云三藐母駄、今多墨涂³⁵⁾。

とあるように、この「三藐母駄」印は太平公主の駒馬である武延秀の印を指した。しかし、武延秀は安樂公主の駒馬であるため、これは張彦遠が記載した際の誤りである³⁶⁾。この印は梵文印で、「三藐三母駄」という仏教語の意味を持っている。墨跡本の『出師頌』が現れて初めてこの本格的な図像を示した。字形と外形はいずれも高芙蓉が複篆したのと相違している。このような理由で高芙蓉は自分で梵文の書き方に基づいて複篆したと推測できるであろう。『芙蓉山房私印譜』³⁷⁾に高芙蓉が刻した別の一枚の「三藐母駄」(図10の3)があり、この二枚は内容が同じであるが、字形とかまったく違うと見られる。この著書にもう一つの梵文印である「阿吽」を載せている。(図10の4)

図10

1	2	3	4
高芙蓉本 『古今公私印記』	隋『出师頌』	《芙蓉山房私印譜》	《芙蓉山房私印譜》
			

(2) 「約」印

上の「三藐母駄」と同じように、「約」印も墨跡本の『出師頌』の出現によって、初めて世に知られるようになった。高芙蓉が何を依拠にしてこの印を刻したのか今まだはっきりしていない。

35) 唐・張彦遠『歴代名畫記』卷三、浙江人民美術出版社、2012年、43頁。

36) 神野雄二『高芙蓉の篆刻』、33頁。

37) 同上。

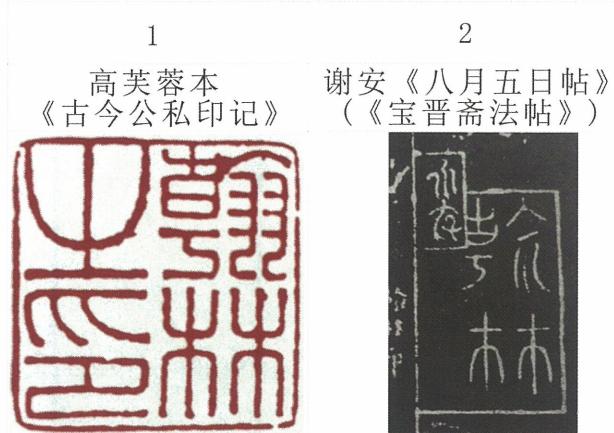
図11



(3) 「翰林之印」

宋版本の『宝晋斋法帖』に収録された『八月五日帖』に「翰林之印」が見えるが、半分ぐらいの内容だけである。宋版本の『宝晋斋法帖』の出現も遅れるので、高芙蓉はこの版本の法帖を過眼したかどうかにも疑問点ある。下の図12から見れば、「翰林之印」はこの版本の印記に依拠してない。

図12



上記の三枚の印の形から、高芙蓉が秦漢印風を多く使い、特に「翰林之印」には秦漢印風の気味はさらに深い。これも高芙蓉が秦漢印を宗とした理念と一致とする。

高芙蓉は複篆した『古今公私印記』に三枚の漢印が見える。唐代の鑑蔵家は、私的な鑑蔵印として古法書に漢印を使っている。これは「軍候司馬」、「安國亭候」、「軍司馬印」である。印譜にこれらの漢印がよく見える。この点から、高芙蓉が複篆したときに、印譜を参考資料として使った可能性があるであろう。(図13)

図13



図13に参考になった例が顧従徳の『集古印譜』、甘旸の『集古印正』と『秦漢印範』に見られた。この三部の印譜は上記の曾之唯の『印籍考』にも引用された。これら印譜を最高レベルの「正品」に入れ、篆刻を学ぶための貴重な資料として重要視されている。

秦漢印を提唱するのは「芙蓉流派」の中核理念で、これを『古今公私印记』の篆刻過程に貫いたことも当然のことであろう。高芙蓉の印を風格によって分けると（根拠ある印を除く）、「秦漢印」風がさらに突出している。次の表4にその例を示した。

表4 高芙蓉模刻秦漢・元印

倣秦漢印 (33枚)	3、6、7、8、10、11、12、13、14、16、18、20、21、23、24、25、26、27、28、29、31、32、33、34、35、36、37、38、40、43、46、47、50
倣元朱印 (13枚)	5、9、15、17、22、30、39、41、42、44、45、48、49

注：数字番号は図2、3を参照。

表4に示したように、高芙蓉が漢印を模刻した印が33枚、元朱印を模刻したのは13枚である。元朱印とは元代に朱文印を中心とした印記で、趙孟頫、吾丘衍はその代表的な人物である。彼らはともに漢印を尊んだ上に、元朱文の創作を進めた。漢印と元朱印との最も大きな相違点は、漢印が主に白文（陰文）

であるのに、元朱文は朱文（陽文）が使われる。印風は漢印より元朱印のほうがさらに華麗であるが、字形が良く似ている。このことから根拠のない印記を複数したときに、高芙蓉が漢印風を採用したことが伺われる。

高芙蓉が秦漢印を推崇するのは、中国における漢印印譜の影響を受けたからと思われる。これらの印譜も中国から日本へ舶載された書道資料に含まれていた。曾之唯の『印籍考』にも根拠が発見される。この著書の篆刻文献には「舶載」に注視した箇所が二つ見える。「安永庚子五月舶來」³⁸⁾と「二種、寛政癸丑五月舶來云」³⁹⁾とあるように、これは高芙蓉と門下生が舶載された印譜から影響された重要な証拠の一つであろう。印譜の舶載状況を次の表5に示す。

表5 江戸時代に中国から舶載された「印譜」⁴⁰⁾

書名	輸入時代	西暦	積載唐船名	部数	出典
印叢	明和二年	1765年		一部一套	商舶載來書目
印存初集	安永己亥年	1779年		一部一套	商舶載來書目
印譜	安政六年	1859年	未三番船	一部	落札帳
漢銅印叢	寛政三年	1791年		一部一套	商舶載來書目
古今印萃	寛政三年	1791年		一部一套	商舶載來書目
古今印則	安永九年	1780年		一部一套	商舶載來書目
集古印範	元文二年	1737年		一部一套	商舶載來書目
集古印譜	正徳元年	1711年		一部六本	商舶載來書目
秦漢印統	天明六年	1786年	寅十番船	一部八本	大意書
	天保十二年	1841年	子二番船 王云記 ⁴¹⁾	一部二套	書籍元帳
	正徳元年	1711年		一部二套	商舶載來書目
秦漢印範	明和二年	1765年		一部一套	商舶載來書目
秦漢印譜	宝曆十二年	1763年		一部二套	商舶載來書目
訥庵集古印存	宝曆十二年	1763年		一部四套	商舶載來書目
宣化集古印史	宝曆十二年	1763年		一部一套	商舶載來書目
趙凡夫印譜	宝曆十二年	1763年		一部二套	商舶載來書目
飛鴻堂印譜三集	明和四年	1767年		一部三套	商舶載來書目

表5に示したように

1、高芙蓉が亡くなる1784年の前に舶載された印譜は12種ある。『古今公私印記』が完成した前に舶來された印譜が3種ある。それは『集古印譜』、『集古印範』、『秦漢印統』である。この三種の印譜は正しく上記した三枚の漢印の出處と一致する。

38) 西川寧編『日本書論集成』、第8冊、曾之唯「印籍考」、汲古書院、110頁、111頁参考。

39) 同上。

40) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』関西大学東西学術研究所、1967年3月。

41) 「王云記」は、天保十一年子二番船主王雲帆の個人貨物であると考えられる。(松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、119-126頁(同書第三章「清代対日貿易船乗組員の個人貿易」118-142頁)参照。王雲帆は天保十一年子二番船の船主であった(大庭脩編『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』関西大学東西学術研究所、1974年3月、14頁)。以上につき関西大学文学部松浦章教授の教示を得た。記して謝意を表する次第である。

2、舶載の状況から見れば、『商舶載來書目』⁴²⁾の「志字号」すなわち「し」で始まる書名に分類された印譜が最も多い。6種類の印譜が見られる。正徳元年（1711）の『集古印譜』と『秦漢印統』、元文二年（1737）の『集古印範』、宝暦十二年（1763）の『秦漢印譜』と『切菴集古印存』、明和二年（1765）の『秦漢印範』である。

3、いずれの印譜も一部しか舶載されていない。これは印譜の刊行数が少ないと関係あるかもしれない。

4、舶載された印譜の中で、『印薮』、『漢銅印叢』、『古今印萃』、『古今印則』、『集古印範』、『集古印譜』、『秦漢印統』、『趙凡夫印譜』、『飛鴻堂印譜三集』は、たしかに曾之唯の『印籍考』に収録されている⁴³⁾。『宣化集古印史』は『宣和集古印史』と勘違し疑われた。もしこれが事実であれば、『印籍考』にも収録されている。

以上のように芙蓉派が漢印印譜を重要視したことは明かと言えるであろう。

おわりに

上記に示したように、高芙蓉は、大量の資料を参考にした上で、唐代張彦遠の『歴代名画記』卷三の「叙古今公私印記」を複篆して、宝暦十年（1760）に『古今公私印記』を刊行した。高芙蓉が参考にした資料とは『歴代名画記』を収録している叢書、唐代の鑑藏印記を載せている古法帖などに依拠して印記を複刻したのであった。このように多くの舶載書を参考にし、それら古印譜を含めているものを探索したのである。

これらの参考にした資料は江戸時代において日本に輸入された書道資料に依拠した可能性が極めて高かった。すなわち江戸時代における長崎貿易を通じて日本に輸入された書法資料は、高芙蓉を中心とした日本の篆刻分野に対して大きな影響を与えたのである。

この影響の極小の視点から言えば、高芙蓉がこれらの書籍を参考にして『古今公私印記』の複篆を実現させたのである。さらに大きな視野からみれば、江戸時代の日本に秦漢印を提唱し、「芙蓉流派」を立てたことと言えよう。その影響は江戸時代のみならず、その後も明治以降の日本の篆刻界にも大きな影響を及ぼした源流と言えるであろう。

謝辞：本論文を作成するにあたり、関西大学文学部松浦章教授から、丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。この場をお借りして深謝の意を表します。

42) 大庭脩編『江戸時代における唐船持渡書の研究』関西大学東西学術研究所、1967年3月、659-739頁。

43) 西川寧『日本書論集成』第8冊、曾之唯「印籍考」、汲古書院、1978年1月、105-115頁。